

# とっとり伝統農地登録制度実施要綱

鳥取県農業委員会系統組織

(鳥取県農業会議、市町村農業委員会)

**1 趣旨** 高齢化や担い手不足、世代交代などにより農地の遊休化・希薄化が進む中、農地の保全と継承は大きな課題である。

とりわけ、土質の特色を活かした地域特産物生産農地など伝統的に脈々と守り活かし受け継いできた農地については、価値あるものも多く、次の世代に伝えていくことが大切である。

このため、これらの伝統的価値の高い農地の登録制度を新たに創設し、県民全体の共有認識の醸成と発掘・継承を図るものである。

**2 実施主体** 鳥取県農業委員会系統組織（「鳥取県農業会議・市町村農業委員会」）

**3 協賛** 鳥取県農林水産部、JAグループ鳥取、鳥取県農業農村担い手育成機構、鳥取県土地改良団体連合会、全国農業会議所

**4 登録の対象農地**（「伝統農地審査基準」）

登録の対象となる農地は、次の基準のいずれかに該当するもの。

- 【生産振興】 (1) 土質等の特色を活かした特産物を産出している農地
- (2) 面的にまとまって伝存し、利活用が顕著な農地
- (3) 土地基盤の改良、技法又は用途等が特異で意義の深い農地
- 【景観】 (4) 景観的価値が極めて高く、農村美として稀少的価値の優れた農地
- 【環境保全・生態系】 (5) 洪水防止、水源かん養など多面的機能が顕著なまとまった農地
- (6) 鳥獣、魚・昆虫の棲息及び植物群落などとの生態系と調和した農地
- 【教育・福祉・地域コミュニティ】 (7) 地域住民の暮らしを支える公益的利用農地（学童農園、福祉農園等）
- 【歴史・文化】 (8) 特に伝説など物語性があり、歴史的・文化的意義が深く、貴重な農地

**5 募集・申請**

- (1) 農業会議は期間を定めて伝統農地登録候補を募集する。
- (2) 伝統農地として登録を希望する個人、集落、JA生産グループ等（以下「申請団体等」という）は、伝統農地登録申請用紙に伝統農地（生産団地等）の名称、申請理由等の必要事項を記入し、所轄の市町村農業委員会に申請する。
- (3) 市町村農業委員会は、申請用紙に記載されている農地が4の登録の対象農地（「伝統農地審査基準」）に該当しているかどうかを点検・確認するとともに、市町村部局の意見を聞き農業会議に進達する。

**6 審査・決定** 農業会議は、申請用紙に記載されている農地の登録の内容について別に定める審査委員会を開催して伝統農地審査基準に照らし審査し、その結果を農業会議の常任会議員会議において審議・決定する。

**7 登録・公表** 6の審査及び審議・決定された農地は、「とっとり伝統農地」として、ファイルブック（農業会議管理）に登録するとともに、登録証を申請者に交付する。さらに、「伝統農地リーフレット」を作成して市町村農業委員会、メディア等に配布・公表する。

**8 登録農地の保全と利活用** 登録された農地は、生産農地として適切に保全管理するとともに、学童体験学習の場などとして幅広い利活用を図り、県民全体の共有意識の高揚に努める。

**9 その他** この制度の施行に当たり必要な事項は、農業会議会長が定める。

**附則**

この要綱は、平成25年11月28日から施行する。